

## 杉並区行政評価システム開発業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

杉並区（以下「区」とする。）では、全ての予算事務事業及び総合計画に位置付けられている施策を対象とした行政評価を毎年実施しています。

このたび、行政評価の一連の作業について効率性と正確性を確保し、各年次の決算説明資料である区政経営報告書への適切な反映が可能なシステムを構築することを目的として行政評価システムを導入し、平成 27 年 4 月の稼働を見据えその開発業務を委託することとしました。

本システムの開発を委託する事業者（受託者候補者）の選定にあたっては、価格優位性のみに基づく選定によらず、事業者の有する技術力や本業務に関する知識、取組姿勢等を総合的に評価する観点から企画提案（プロポーザル）方式により行うこととします。

選定に際しては、提案者の経営状況やこれまでの業務実績、区が求める業務内容に対する理解度、さらにシステム開発の推進体制やシステムの柔軟性等を重視し、最も優れた提案を行った事業者を受託者候補者として選定します。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

杉並区行政評価システム開発業務

#### (2) 業務内容

業務内容は、以下のとおりです。

なお、詳細は「杉並区行政評価システム開発業務提案依頼書（RFP）」を参照してください。

##### ①システム構築業務

- ・システム設計・開発・機器選定
- ・システムテスト、運用テスト

##### ②システム導入支援業務

- ・既存データの移行
- ・操作説明マニュアルの作成
- ・職員向け研修の実施

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から平成 27 年 3 月 31 日まで

#### (4) 事業規模（概算額）

11,900 千円（消費税及び地方消費税を含まず）

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 提案業務もしくはそれに類似する業務に関わる営業実績を 2 年以上有していること。

#### 4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	平成 26 年 5 月 30 日（金）から区ホームページにて公開します。
参加申込書等の提出及び 提案依頼書（R F P）等の配付	プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の提出物を担当課へ持参ください。 ①参加申込書（様式 1） ②守秘義務契約書（様式 2）… 2 部 上記の提出時に事業者に R F P 等（実施要領様式 6～8 及び R F P 一式）を配付します。
『参加申込書』（様式 1） 『守秘義務契約書』（様式 2） の提出期限	平成 26 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで（必着）
『質問書』（様式 3）の受付期間	平成 26 年 5 月 30 日（金）から 平成 26 年 6 月 16 日（月）午後 5 時まで（必着）
質問の回答期限	平成 26 年 6 月 23 日（月）
『企画提案書』（様式 4）等提出期間	平成 26 年 6 月 24 日（火）から 平成 26 年 6 月 30 日（月）午後 5 時まで（必着）
第一次審査結果通知（書類審査）	平成 26 年 7 月 9 日（水）（予定）

<p>第二次審査 (ヒアリング・プレゼンテーション)</p>	<p>平成 26 年 7 月 15 日 (火) (予定) 場所：杉並区役所 時間：別途連絡いたします。 ※提案者のシステムデモ、プレゼンテーションに対する質疑等を行い、提案内容を評価します。</p>
<p>受託者候補者選定結果の通知</p>	<p>受託者候補者選定の結果は、平成 26 年 7 月 25 日 (金) (予定) までに通知いたします。</p>

## 5 実施要領及び RFP の内容に関する質問受付と回答方法

### (1) 受付方法

質問書(様式3)に質問内容を記載の上、「10 担当課(問合せ先)」まで電子メールにより提出してください。

### (2) 提出先

「10 担当課(問合せ先)」に同じ

### (3) 受付期限

平成 26 年 6 月 16 日(月) 午後 5 時まで(必着)

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 26 年 6 月 23 日(月)までに区ホームページで公表します。なお、回答に対する再質問は受けません。

### (5) 注意事項

情報の機密を担保する必要性から、メールの本文には質問内容を記述せず、質問書(様式3)を利用してください。補足や説明資料として質問書以外で資料の提出が必要な場合には、Microsoft Office に含まれるアプリケーションもしくは PDF にて提出してください。

なお、質問書及び付随する資料は全て暗号化を行うようにしてください。質問は、対応する提案依頼書等の項番を記述し、必要であれば具体例を示すなど区が的確に質問内容を把握できるように心掛けてください。

また、質問は要求事項を提案者が実現するために必要な内容のみとしてください。ただし、仮に提案者が必要と判断した質問であっても、区がセキュリティ上、公開することが望ましくないと判断した場合は、質問に回答しない場合があります。

### (6) 質問回答の取扱い

質問への回答は、本実施要領及び RFP の追加又は訂正とみなします。回答日に合わせて、補足説明等を行う場合があります。問い合わせの有無に係わらず、必ず区ホームページ

([http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal\\_list.asp](http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp))及び電子メールを確認してください。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出書類は、RFP 配付時にお示しする様式6「提出書類一覧」のとおりです。

### (2) 提出部数等

① 提出部数は、正本1部と副本8部をそれぞれ簡易製本（ファイル等で綴じる）したもの及び電子ファイルをCD-ROM等の記録媒体に格納したものの1部を提出してください。

② 提出書類については、RFPに従い作成してください。

なお、企画提案書表紙（様式4）を除き、提案者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

### (3) 提出方法

持参により提出してください。

### (4) 提出先

「10 担当課（問合せ先）」に同じ

### (5) 提出期限

平成26年6月30日（月）午後5時

なお、未着、遅延等の場合は、理由の如何を問わず未提出として取り扱います。

## 7 受託者候補者の選定手順

杉並区行政評価システム受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びシステムデモ、プレゼンテーションの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる提案者を受託者候補者として選定します。ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない者及び区で設定する上限金額を超える者については、受託者候補者とはしないものとします。

### (1) 評価基準

#### ① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か、財務状況は健全か
業務実績	杉並区と同種のシステム化について、提案するパッケージ等の導入実績が十分であるか
	公的認証取得の状況は適切であるか

② 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務の理解度	業務に関する区の現状と要望を的確に把握しているか
業務の遂行力	システム開発推進体制は明確か
	実施手順・スケジュールとその手法は妥当か
	既存データの移行や他システムとの連携は円滑に行えるか
システムの安定性	システム障害発生時の対応やデータのバックアップ方法は妥当か
機能要件評価	パッケージシステムの機能要件は十分か（カスタマイズによる機能付加の度合いが高すぎないか）
	職員にわかりやすく操作性が高いシステムか
	今後の制度・施策体系等の見直しに対して、柔軟かつ低コストで対応可能なシステムか
費用対効果	システム構築コストは妥当であるか
	次年度以降の運用保守コストは妥当であるか
プレゼンテーション・ヒアリング	提案内容についての総合評価

(2) 審査方法

本システムの審査は二段階審査方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象者を選考（3事業者程度）します。

② 第二次審査（システムデモ・プレゼンテーション）

第一次審査を通過した事業者について、提案説明（システムデモ・プレゼンテーション）の内容及び質疑の回答内容等について審査を実施します。

第二次審査実施方法等に関する詳細については、第一次審査を通過した事業者へ別途通知します。

また、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、企画提案書に書かれていない内容が盛り込まれている等、提出されている企画提案書との乖離がある場合は評価の対象としません。

③ 受託者候補者の選定

第一次審査、第二次審査の結果を総合的に評価し、評価の最も高かった事業者を受託者候補者として選定します。ただし、いずれの提案者も一定の基準に達しない場合、受託者候補者が選定されない場合もあります。

(3) 選考結果の通知

選考結果の通知については、以下のとおりです。

① 第一次審査結果の通知

平成 26 年 7 月 9 日（水）（予定）までに、第一次審査参加者すべてに対して、電子メールにより通知します。また、第二次審査対象者に対して、第二次審査（システムデモ・プレゼンテーション）の実施方法について通知します。

② 受託者候補者選定結果通知

平成 26 年 7 月 25 日（金）（予定）までに、第二次審査参加者すべてに対して、電子メールにより通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提案者がプロポーザルを途中で辞退する場合には、参加辞退届（様式 5）を提出するものとします。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。

- (5) 提出された企画提案書については返却しません。
- (6) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (7) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。

10 担当課（問合せ先）

杉並区政策経営部企画課 山田・吉田・松田

電話 03-3312-2111 内線 1416

FAX 03-3312-9912

E-Mail [kikaku-k@city.suginami.lg.jp](mailto:kikaku-k@city.suginami.lg.jp)

※電子メールでの問合せの件名は、「プロポーザル問合せ（事業者名）」とします。

[ 様式1 ]

杉並区行政評価システム開発業務公募型プロポーザル参加申込書

年 月 日

杉並区政策経営部長 宛

所在地

名 称

代表者名

印

杉並区行政評価システム開発業務公募型プロポーザルについて、参加の申込みを行います。

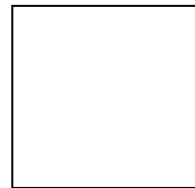
担当者名

連絡電話番号

メールアドレス

ご担当者との連絡に都合の良いメールアドレスを記入してください。

政策経営部企画課受付者印



受付No.



[ 様式 2 ]

守秘義務契約書

杉並区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、行政評価システム開発業務を行う事業者の選定（以下「事業者選定」という。）において、甲が提供する情報の取り扱いについて、守秘義務契約を締結する。

（本件情報）

第1条 本守秘義務契約にいう本件情報とは、事業者選定において、直接又は間接に知り得たすべての情報をいう。

（適正管理）

第2条 乙は、本件情報を紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生しないように適切に管理しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙は、本件情報を行政評価システム業務公募型プロポーザルに応募するためにのみ使用するものとし、他の目的に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、本件情報をいかなる第三者にも提供してはならない。また、事業者選定終了後も同様とする。

（複写及び複製の禁止）

第5条 乙は、甲が承諾する場合を除き、本件情報を複写又は複製してはならない。

（本件情報の返還）

第6条 乙は、本件情報に規定するすべての情報を、事業者選定終了後、甲に直ちに返却しなければならない。甲の承諾の上、複写及び複製した場合は、それを含めて返却しなければならない。なお、帳票類の返却は、甲の指定した日に返却を行う。

（報告義務）

第7条 乙は、本守秘義務契約に反して本件情報が業務以外の目的に利用され、又は第三者に開示、遺漏させたことが判明した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(損害の補償)

第8条 乙の責めで帰すべき事由により、甲が損害を被った場合には、その賠償責任を負う。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本守秘義務契約書に定めのない事項又は本守秘義務契約書の解釈に関して、何らかの疑義が生じたときは双方が誠意を持って協議し、解釈するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 甲及び乙は、本契約により生ずる紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本守秘義務契約書の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 杉並区政策経営部長 牧島 精一

乙

[ 様式 3 ]

## 質問書

年 月 日

杉並区政策経営部長 宛

所在地  
名称  
代表者名  
担当者名  
所属・役職  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

杉並区行政評価システム開発業務公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成 26 年 6 月 16 日（月）午後 5 時までに、電子メールで提出してください。

※ 電子メールの件名は「プロポーザル質問書（事業者名）」とし、メール送信後、担当まで送信の確認電話をお願いします。

事務局：杉並区政策経営部企画課  
担 当：山田・吉田・松田  
所在地：杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所東棟 4 階）  
電 話：03-3312-2111 内線 1416  
E-mail：kikaku-k@city.suginami.lg.jp

[ 様式4 ]

## 企画提案書

年 月 日

杉並区政策経営部長 宛

杉並区が平成26年5月30日に公募した杉並区行政評価システム開発業務公募型プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託者候補者に選定された場合は、杉並区行政評価システム開発業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所在地

名称

代表者名

印

記

### 1 本件業務の担当者及び連絡先

担当者氏名：

所属・役職：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

### 2 添付書類及び提出部数

別紙「提出書類一覧」のとおり

[ 様式5 ]

参加辞退届

年 月 日

杉並区政策経営部長 宛

杉並区行政評価システム開発業務公募型プロポーザルについて、参加を表明しましたが、辞退いたします。

所在地

名称

代表者名

印